

扶桑町議会議案第 1 4 号

扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

職員の給与改定に準じて、条例を改正する必要があるので提案します。

扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年扶桑町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第9条第2項中「第8項」を「第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

扶桑町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(地域手当に係る報酬)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 地域手当相当額は、基準額に <u>100分の8</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第15条第2項から <u>第9項</u> までの規定の例による。</p>	<p>(地域手当に係る報酬)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 地域手当相当額は、基準額に <u>100分の6</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第15条第2項から <u>第8項</u> までの規定の例による。</p>